

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第14号

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則（平成19年大和市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表支給額の欄を次のように改める。

支給額
154,000円
152,300円
150,700円
149,000円
147,400円
145,700円
138,800円
131,800円
125,100円
118,100円
111,300円
102,500円
93,900円
85,300円
76,500円
67,500円

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。